国自貨第341号の2 国自安第67号の2 国自整第134号の2 令和6年9月19日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

物流·自動車局 貨物流通事業課長 安全政策課長 自動車整備課長 (公印省略)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」 の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

国自貨第341号の2 国自貨第67号の2 国自整第134号の2 令和6年9月19日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

物流·自動車局 貨物流通事業課長 安全政策課長 自動車整備課長 (公印省略)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」 の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、地方 実施機関に対し周知徹底を図られたい。

別添

国自安第75号 国自貨第79号 国自整第69号 平成21年 9月29日 一部改正 平成21年11月30日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成23年 3月31日 一部改正 平成24年 3月28日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成26年 3月 4日 一部改正 平成26年12月25日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成30年 3月30日 一部改正 令和元年10月31日 一部改正 令和2年11月18日 一部改正 令和3年 5月28日 一部改正 令和5年 9月29日 一部改正 令和6年 9月19日

各地方運輸局自動車交通部長 関東·近畿運輸局自動車監査指導部長 器地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長 殿

> 自動車交通局安全政策課長 自動車交通局技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び 日車数等について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。)に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対し

て行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」(平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。)は、廃止する。

記

- 1 (1) この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - ① 「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。
 - ② 「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為(以下「過積載違反」という。)の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を1度行っている場合の当該過積載違反をいう。
 - ③ 「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を2度以上行っている場合の当該過積載違反をいう。
 - (2) 次に掲げる違反について、(1) の初違反、再違反又は累違反を適用 する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。
 - ① 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。以下「法」という。) 第8条第2項、第16条第3項若しくは第7項、第23条、第25条 第4項若しくは第26条又は道路運送法(昭和26年法律第183号。 以下「運送法」という。) 第84条第1項の規定による命令違反
 - ② 法第27条第1項又は第2項の違反
 - ③ 法第60条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述
 - (3) 次のいずれかに該当する場合の(1) ①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。
 - ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等 は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
 - ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等

- は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡(局長通達 1(9)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。)により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所(以下この号において「従前営業所」という。)が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- 2 局長通達1 (2) の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に 定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反 の多寡にかかわらず同一の違反とする。
- 3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び勧告又は警告の区分 (以下「日車数等」という。)は、別表に定める基準日車等を基礎として決 定する。
- 4 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあっては警告、それ以外の事項にあっては再違反の2倍の日車数として扱う。
- 5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。)に伴い引き起こした事故(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定する事故をいう。以下同じ。)の内容が次のいずれかに該当する場合には、局長通達5(8)から(12)までに該当する場合を除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。
 - ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為
 - ② 違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為

- ③ 違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるもので ある場合
- 6 5により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上回 らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加重す るものとする。ただし、局長通達1(5)の貨物自動車運送事業関係行政処 分審査委員会の議を経た後、本省自動車局安全政策課及び貨物課に稟伺した 場合は、この限りではない。
- 7 輸送の安全確保義務違反(初違反であり、基準日車等が10日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。)について、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合又は乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合は、3及び4の規定による日車数等を軽減することができる。
- 8 7により日車数の軽減を行う場合は、10日車については警告に、警告に ついては勧告に軽減するものとする。
- 9 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違 反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反 行為の日車数の合計とする。
- 10 貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、1 から9までの規定を準用する。

附則

- 1 この通達は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成16年通達に従って行政処分等を行うものとする。
- 3 平成21年12月31日までに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。
- 附 則(平成21年11月20日 国自安第109号、国自貨第112号、

国自整第87号)

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月15日 国自安第105号、国自貨第108号、国 自整第100号)

この通達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日 国自安第177号、国自貨第149号、国自 整第161号)

この通達記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業 法第17条第3項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項の規定は、 平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日 国自安第81号、国自貨第80-2号、国自 整第151号)

この通達は、平成24年4月16日から施行する。

- 附 則(平成25年9月17日 国自安第146号、国自貨第58号、国自整 第169号)
 - 1 この通達は、平成25年11月1日から施行する。
 - 2 局長通達附則 2 に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、 なお従前の例による。
- 附 則(平成26年3月4日 国自安第281号、国自貨第131号、国自整 第348号)

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

- 附 則(平成26年12月25日 国自安第204号、国自貨第62号、国自 整第292号)
 - 1 この通達は、平成27年1月1日から施行する。
 - 2 この通達記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送 事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行 為があったものについて適用するものとする。
- 附 則(平成29年1月13日 国自安第198号、国自貨第117号、国自 整第294号)

この通達は、平成29年1月16日から施行する。

- 附 則(平成30年3月30日 国自安第261号、国自貨第181号、国自 整第358号)
 - 1 この通達は、平成30年7月1日から施行する。
 - 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。
- 附 則(令和元年10月31日 国自安第112号、国自貨第75号、国自整 第162号)
 - 1 この通達は、令和元年11月1日から施行する。
 - 2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定め る規定により行政処分等を行うものとする。
- 附 則(令和2年11月18日 国自安第128号、国自貨第63号、国自整 第214号)
 - 1 この通達は、令和2年11月27日から施行する。
 - 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。
- 附 則(令和3年5月28日 国自安第17号、国自貨第17号、国自整第4 8号)
 - 1 この通達は、令和3年6月1日から施行する。
 - 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める 規定により行政処分等を行うものとする。
- 附 則(令和5年9月29日 国自安第74号、国自貨第73号、国自整第1 19号)
 - 1 この通達は、令和5年10月1日から施行する。
 - 2 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める 規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した 違反行為にあっては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を 行うものとする。
- 附 則(令和6年9月19日 国自貨第341号、国自安第67号、国自整第 134号)
 - 1 この通達は、令和6年10月1日から施行する。
 - 2 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める

規定により行政処分等を行うものとする。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

7,171	中 是是李术 古[[2]] 5 门		
	新		旧
	国自安第75号		国自安第75号
	国自貨第79号		国自貨第79号
	国自整第69号		国自整第69号
	平成21年 9月29日		平成21年 9月29日
	一部改正 平成21年11月30日		一部改正 平成21年11月30日
	一部改正 平成22年12月15日		一部改正 平成22年12月15日
	一部改正 平成23年 3月31日		一部改正 平成23年 3月31日
	一部改正 平成24年 3月28日		一部改正 平成24年 3月28日
	一部改正 平成25年 9月17日		一部改正 平成25年 9月17日
	一部改正 平成26年 3月 4日		一部改正 平成26年 3月 4日
	一部改正 平成26年12月25日		一部改正 平成26年12月25日
	一部改正 平成29年 1月13日		一部改正 平成29年 1月13日
	一部改正 平成30年 3月30日		一部改正 平成30年 3月30日
	一部改正 令和 元年10月31日		一部改正 令和 元年10月31日
	一部改正 令和 2年11月18日		一部改正 令和 2年11月18日
	一部改正 令和 3年 5月28日		一部改正 令和 3年 5月28日
	一部改正 令和 5年 9月29日		一部改正 令和 5年 9月29日
	一部改正 令和 6年 9月19日		
各地方運輸局自動車交通部長	記	各地方運輸局自動車交通部長	⊒∿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長	殿 殿	日 地 万 連 軸 同 日 動 単 父 迪 部 长 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長	殿
各地方運輸局自動車技術安全部長		各地方運輸局自動車技術安全部長	殿
	殿		殿
沖縄総合事務局運輸部長	殿	沖縄総合事務局運輸部長	殿
	自動車交通局安全政策課長		自動車交通局安全政策課長
	自動車交通局貨物課長		自動車交通局貨物課長
	自動車交通局技術安全部整備課長		自動車交通局技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び 日車数等について 貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び 日車数等について

(略)

附 則(略)

<u>附 則(令和6年9月19日 国自貨第341号、国自安第67号、国自整第134号)</u>

- 1 この通達は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

(略)

附 則(略)

(新設)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表 |新旧対照表

10日車

10日車

20日車

10日車

20日車

40日車

20日車

10日車

10日車

20日車

00 F I

1日車×未実施件数 2日車×未実施件数

4日車×未遵守件数

警告

10日車

20日車

警告

警告

10日車

00日車

2日車×未遵守件数

基準日車等 反 行 為 備考 用 条 項 事 項 初違反 再 違 反 法第17条第1項第1号 過労運転の防止措置義務違反 安全規則第3条第1項、第2項 1 必要な員数の運転者の確保違反 10日車

第4項

別表

必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反 警告 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時 間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第 1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。)違反 ① 設定不適切 10日車 未設定

① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上(注2) (注1)

1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算 出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件

2 勤務時間等基準告示の遵守違反(注1)

② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く

3 勤務時間等基準告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務 10日車

第7条第1項~第3項

点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(注2)

① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上(注3) (削る)

2 不適切(注4) ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切

3 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)

未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。

、 以下の場合は未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者 等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。

- 省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼
- 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼
- 運行管理者、補助者の自己による点呼
- 対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼
- 運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼
- 運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼

局長通達5(1)②に該当するものを除く。

以下の場合は不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。

- 省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 実施不適切(未実施を含む)である点呼が、点呼が必要な回数100回に対して一部である場合は「一部実施不適切」
- 全部である場合は「全て実施不適切」とする。
- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼

酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点 呼記録により事業者が証明した場合を除く。

第10条第1項

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 1 「3」「4」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上で 10日車 ある場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満 20日車 である場合) 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注1) 00日車 00日車 3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)が 初回 2回目 3回目 4回目以上 あったものに限る。(注2)(注4) 10日車 20日車 40日車 警告 4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反 初回 2回目以上

基準日車等 違 反 為 備考 用 条 項 事 項 初違反 再 違 反 法第17条第1項第1号 過労運転の防止措置義務違反 安全規則第3条第1項、第2項 必要な員数の運転者の確保違反 10日車 必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反 10日車 警告 第4項 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時 間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第 1365号。以下「乗務時間等告示」という。)違反 ① 設定不適切 警告 10日車 10日車 20日車 ② 未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 警告 10日車 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 10日車 20日車 ③ 各事項の未遵守計16件以上(注2) 0日車 40日車 (注1) 出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車 (注2) 局長通達5(1)(1)に該当するものを除く。 3 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間) 10日車 20日車 点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 第7条第1項~第3項 1 未実施(新設) 警告 ① 未実施19件以下 10日車 未実施20件以上49件以下 0日車 20日車 ③ 未実施50件以上(注2) 20日車 40日車 2 不適切(新設 ① 一部実施不適切 警告 10日車 ② 全て実施不適切 10日車 20日車 注1 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は、点呼未実施とする。 「実施不適切」とは、実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (新設) 局長通達5(1)②に該当するものを除く。

旧

第10条第1項

(新設)

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 1 「2」「3」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上で 警告 ある場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満 である場合)

2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)が あったものに限る。(注1)(注3) 3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違

20日車 初回 2回目 3回目 4回目以上 10日車 20日車 40日車 警告 初回 2回目以上

10日車

B. 1			新				
別表違	反	行	為	11淮	日車等	1	
~	IX.		-1.5		1	備	考
適 用 条 項	きない状態 他の道路3 酒酔い運車 帯び運転、	にする行為(以下「放 と通法の違反行為(3 云、薬物等使用運転、	項 「独立のでは、 「独立のでは、 「独立のでは、 「他のでは、	初違反 警告	再 違 反 10日車		
	帯ない	通易。(注注) (注注) (注注) (注注) (注注) (注注) (注注) (注注)	き、道路交通法通知等があったれた場合。ただし、当該運転で録により事業者が証明した場高、速度違反に係る道路交通のにあっては、文書に表して選別では、文書に表して選別では、大きに表して選別では、大きに表して、大きに表して、大きに表して、大きに表して、大きに表して、大きに表して、大きに表して、大きに、一、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	者に係る飲。 第三年 (本)	防止に関する指導 項が上に関する指導 項が上に関する指導 項が上に関する指導 項が上に関する指導 では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	協力では、	法に警告にた て数を最下の 一方配 易音 にない これの これの こうしゅう では、告に呼ばればいれば、 一方の これの これの これの これの これの これの これの これの これの これ

選 月 項						旧					
適用条項 本		違		₽	行	為	基為	日車等		T	
次をいり、以下同に、)目野事を雇用で富かに適転すると ができない状態による特為しばいる。 その他の道路交通法の違反行為(2の遺反近がに後援義務 違反、酒酔い運転、場外等使用達転、妨害運転、最免許運 転、預条帯び運転、過労運転の違反を除き、道路交通法通 関等があったものに限る。()注2()注3) (新設) (新設) (本) (新設) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (適 用		項					1	違 反	備	考
(注1) ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同ち条第3項[同議第75条の2第3項[元計いで集用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取があった場合での遺反の事実があった場合では、文書による警告を行うのとする。また、同法第22条の2第3項[元記で表]に最近、可能が成立が関連といる。また、同法第22条の2第3項[元記で表]では、文書による警告を行うのとする。また、同法第22条の2単の規定に基づる。見聴取がな、同法第108条の34の規定に基づ金通知である。また、同法第22条の2単の規定に基づ金見聴取がな、同法第108条の34の規定に基づ金通知である。場合を含む。)の規定に基づ金見聴取がな、同法第108条の34の規定に基づ金通知である。場合に文書に表も書を行うたりである。 「おいている場合、と型を対している。」を対して、同じないな、同じまれて、同じまれて、のは当該では、自動車専用道路においないとより、のは、日本の主に、としていた。は多数には、日本の主に、としていた。は多数に基づまで、中のよりには、自己により、のは、日本のよりには、自己により、のは、日本のよりには、自己により、のは、日本のよりには、自己により、のは、日本のよりには、自己により、のは、日本のよりには、自己により、のは、日本のよりには、自己により、のは、日本のよりには、自己により、のは、日本のよりには、自己により、のは、日本のよりに、連定達及行為が確認され、次のが「又は、付のいずれかの基本に達した場合には、本処分量定により、先の分等に当たり適用した回数の次の回数の基本目車数を適用して必ずるものとする。ただし、この場合、大型車両機大関を関いましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし	<i>7</i> 12		~	ができない その他の道 違反、酒酔 転、酒気帯	、 大下同じ。)、目動車 状態にする行為(以 直路交通法の違反行 い運転、薬物等使 び運転、過労運転	を離れて直ちに連転すること して「放置駐車違反」という。) 5為(2の違反並びに救護義系 用運転、妨害運転、無免許運 の違反を除き、道路交通法通	5				
 ① 都道府県公安委員会かの易高速度達及に係る道路交通法第22条の2第2項列東に基づら機関の15条第3項(同法第75条の2第3項はかいて集用でも場合を含む。/ 初東で流気・運動・できる。				(新設)							
③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注2) ① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに非務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転を除く。以下同じ係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その遺反の事実があった日から過去1年以内いて、次の②による高法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく適知(2の遺びに救護務済違反、酒粉に運転、運労運転に無免許運転、通労運転に係を除く。)のみの場合にあっては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分だも日の翌日から起身して1年以内に、同一営業所に係る同違を行為件数の総和が、10件(「駐停車違反」、駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、本処分を2回目以上の基準を通用すとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反行為件数がその両数の10%に相当する件数に達した場合とする。 ③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。 ④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注3) 2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)その他の別				 ① 5条。では、	項(同法第75条のでは、	2第3項において準用する場から過去3年以内に、最高変ものにあっては、文書による? 2項の規定に基づ、認識及び、自然では、過去1年以内に、登めては、過去1年以内に1年のでは、1年	会を含む。)の規定性 に建定を に変達及行為を理由 を開き、 にできる。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	ことした。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	見聴分 2 年	あ文 33命が 36年 136年 137年 137年 137年 137年 137年 137年 137年 137	はに い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に に い に に い に に に に に に に に に に に に に
① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに発務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯で近転、過労運転を除。以下同じ係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった日から過去1年以下いて、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにては、文書による警告を行うものとする。また、同法第75条第3項の規定に基づ〈意見聴取がな〈、同法第108条の34の規定に基づ〈通知(2の遺びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転に係を除く。)のみの場合にあっては、適益、1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車「放置駐車違反大放置駐車違反を他の道路交通法の違反行為と文書による警告を行うものとする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。② 駐停車違反、放置駐車違反を他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分をた日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為件数の総和が、10件(「駐停車違反」、駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用すとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反行為件数がその両数の10%に相当する件数に達した場合とする。 ③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。 ④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注3) 2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)その他の別							する。				
① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに発務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気滞延転、過労運転を除。以下同じ係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内いて、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにては、文書による警告を行うものとする。また、同法第75条第3項の規定に基づ〈意見聴取がな〈、同法第108条の34の規定に基づ〈通知(2の遺びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転に係を除く。)のみの場合にあっては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為性数の終和が、10件(「駐停車違反」、駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、本処分量定による警告又は行政処分だらの翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為件数の終和が、10件(「駐停車違反」、」、駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用すとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反行為件数がその両数の10%に相当する件数に達した場合とする。 ② 放置車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。 ④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注3) 2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)その他の別2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)その他の別2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)その他の別2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)その他の別2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)その他の別2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)その他の別2及び3の違しに発力を通点に使いるに対しるに対しませい。				(注2)							
た日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為件数の総和が、10件(「駐停車違反」、 駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用す とする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反行為件数がその 両数の10%に相当する件数に達した場合とする。 ③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、 車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。 ④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注3) 2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)その他の別				① 都道成 務違るに 係るて、文 でまた、 びに を除く。	.酒酔い運転、薬物 去第75条第3項の表 (の②による同法違 書による警告第3頁 両法第75条第一 養義務違反、酒酔い のみの場合にあっ	等使用運転、妨害運転、無祭 見定による意見聴取があつた 反を理由とした行政処分又は うものとする。 の規定に基づく意見聴取がな で運転、薬物等使用運転、妨害 では、過去1年以内において	許運転、酒気帯び 場合、その違反の事 文書による警告をぞ く、同法第108条の 評運転、無免許運転 、同一営業所に係る	■転、過労 実があっ 行っていな 34の規定 、酒気通知	運転を除近た日本の た日本の に営業所 に基本、 が運転、過 件数が3個	く。以下同 過去1年以 こ係るもの 通知(2の 労運転停 事件(「駐停車	じ。)に 内にあっ 違反も 係るも
車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。 ④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注3) 2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)その他の別				た日の3 駐車違り とする。	翌日から起算して1: 又」、「その他」の区: ただし、当該営業所	年以内に、同一営業所に係る 分ごととする。)に達した場合 に100台以上の事業用自動	同違反行為件数の には、本処分量定に	総和が、1 よる2回目	O件(「駐f 以上の基	停車違反」 準を適用	、「放i するも
(注3) 2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)その他の別								この基準	の適用に	当たっては	、当該
				(注3)							
							行為(下命又は容認	に係るもの	のは除く。)その他の	別に足